

保証料率の割引制度

兵庫県信用保証協会では、意欲ある事業者の方々を側面的に支援するために、以下のような保証料率の割引制度をご用意しております。ぜひご活用ください。

1. 会計処理に関する割引

- ①「中小企業の会計に関する指針」に準拠していることに基づく割引
財務諸表が「中小企業の会計に関する指針」に準拠して作成されていることが確認※できる会社の場合、各制度で定められている保証料率から0.1%割引します。【※当該財務諸表の作成に携わった公認会計士または税理士が「中小企業の会計に関する指針」のすべての項目について適用状況を確認した書類により確認します。】
※「中小企業の会計に関する指針」とは、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所および企業会計基準委員会
が策定・公表しているものです。
※チェックリストは所定の事項が記載され、かつ事実と異なる記載が認められないものに限りです。
※個人事業者、医療法人、組合等は対象となりませんのでご注意ください。
- ②会計参与設置会社に対する割引
会計参与を設置しており、その旨の登記を行った事項を示す書類(履歴事項全部証明書等)の提出があった会社
については、各制度で定められている保証料率から0.1%割引します。
※上記①のチェックリストと併用することは出来ませんのでご注意ください。

2. 有担保割引

- 普通保険等を利用した保証のうち、物的担保を裏付けとした保証については、各制度で定められている保証料率から0.1%割引します。
※一部の保証については、割引が適用とならない場合があります。
※物的担保とは、不動産、有価証券、船舶、工場財団等のことをいい、人的担保(保証人)や割引手形等は除きます。

3. 「技術評価制度」を活用した割引

- (公財)ひょうご産業活性化センターによる「ひょうご中小企業技術評価制度」による評価を受け、その総合評価が2(フラット)以上の中小企業者が、兵庫県制度融資を利用する場合は、各制度で定められている保証料率から0.1%割引します。
※兵庫県制度融資を利用する場合にのみ適用されますのでご注意ください。

4. 商工会・商工会議所の推薦に基づく割引

- 商工会・商工会議所から経営指導を受けておられる方が、商工会・商工会議所が発行する推薦書を添付して、小口零細企業保証に基づいた自治体制度融資を利用する場合に、各制度で定められている保証料率から0.1%割引します。
※一定の要件を満たす必要があります。詳細は次項の『商工会・商工会議所の推薦』のページをご参照ください。
※『地域ふれあい保証』については本件推薦書を活用した制度であり、あらかじめ0.1%割引いた保証料率の設定となっております。

商工会・商工会議所の推薦制度

商工会・商工会議所の推薦制度は、商工会・商工会議所からの推薦を受けた小規模事業者が、特定の制度融資を利用する際、保証料率が割引となる制度です。ぜひご活用ください。

対象となる方	兵庫県内に事業所を有し、次の要件①～④に該当し、法人の場合は⑤および⑥、個人の場合は⑦および⑧に該当する小規模事業者等 ①保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は当該許認可等を取得していること ②常時使用する従業員数が20人(商業・サービス業は5人)以下であること ③1年以上同一事業を営み今後も当該事業を継続する先で、1回以上税務申告を行っていること ④商工会または商工会議所から経営指導を受け、推薦を受けていること (法人の場合) ⑤保証申込直前期の決算において、経常利益を計上していること ⑥保証申込直前期の決算において、債務超過でないこと (個人の場合) ⑦保証申込直前期の決算において、所得金額(申告控除・専従者給与控除前)を計上していること ⑧申告の種類は青色・白色を問わず、確定申告書に添付の青色申告決算書または収支内訳書(白色申告の場合)で売上金額が把握できること																																																										
申込方法	商工会・商工会議所が発行する推薦書を添付して、自治体制度融資(ただし、小口零細企業保証に基づき創設された制度融資に限る)の申込をすると、通常の保証料率から一律0.1%割引いた保証料率(下表)で保証が受けられます。																																																										
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) <table border="1"><thead><tr><th>制度</th><th>区分</th><th></th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">無担保保証</td><td rowspan="2">責任共有外保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.92%</td><td>1.74%</td><td>1.56%</td><td>1.37%</td><td>1.14%</td><td>0.91%</td><td>0.73%</td><td>0.54%</td><td>0.36%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">1.14%</td></tr><tr><td>経営安定関連保証</td><td>責任共有外保証料率</td><td colspan="10">0.80%(有担保割引なし)</td></tr><tr><td>特別小口保証</td><td>責任共有外保証料率</td><td colspan="10">0.90%</td></tr></tbody></table> ※会計処理に関する割引制度、および「技術評価制度」を活用した割引制度(ただし兵庫県制度融資を利用する場合のみ)の併用が可能です。	制度	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	無担保保証	責任共有外保証料率	貸借対照表あり	1.92%	1.74%	1.56%	1.37%	1.14%	0.91%	0.73%	0.54%	0.36%	貸借対照表なし	1.14%									経営安定関連保証	責任共有外保証料率	0.80%(有担保割引なし)										特別小口保証	責任共有外保証料率	0.90%									
制度	区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																																
無担保保証	責任共有外保証料率	貸借対照表あり	1.92%	1.74%	1.56%	1.37%	1.14%	0.91%	0.73%	0.54%	0.36%																																																
		貸借対照表なし	1.14%																																																								
経営安定関連保証	責任共有外保証料率	0.80%(有担保割引なし)																																																									
特別小口保証	責任共有外保証料率	0.90%																																																									
取扱商工会 商工会議所	兵庫県内の商工会・商工会議所																																																										
その他	●資金用途、保証限度額、保証期間、返済方法、貸付利率、担保・保証人等については自治体制度融資の定めによります。 ●本保証による融資後も、商工会・商工会議所の経営指導を1年以上継続して受けていただくことになります。 ●推薦書の有効期間は発行から2カ月間です																																																										